内閣府資料に事務局で一部加筆（青字下線部）

資料５

地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の運用拡大について

○　12月11日の分科会提言を踏まえ、専門家から感染リスクの高い場面として指摘されているお酒を伴う会食について、年末年始にかけて、これ以上の感染拡大を防止するよう対策を講じる。

○　具体的には、年末年始の期間、協力金に係る国の財政支援の対象の上限をこれまでの月額換算最大60万円から120万円に倍増するとともに、要請日数の現行の30日上限を撤廃し、各都道府県の対応を強く後押しする。

【変更後の制度概要】

○　**追加配分の対象となる要請**　　新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき都道府県対策本部長が行う営業時間短縮要請等であって、特措法担当大臣との協議を経たもの（以下「支援対象要請」という。）

○　**追加配分の対象団体**　支援対象要請に伴い、協力金等を支給する都道府県（原則として都道府県に配分）

○　**追加配分額**　知事の行う営業時間短縮要請等の内容（対象店舗数、協力金の単価及び要請期間）に応じて、算定した額を交付

対象店舗数（A）※１	×	協力金の額（B）月額換算最大１２０万円 ※２	×	８０％（C）※３

→ 地方負担の２割部分は地方創生臨時交付金の通常分交付金を充当可能。（12/16版交付Q&Aより）

※１　要請等の対象となる酒類を提供する飲食店等のうち、要請に応じ協力金等の支払い等を行うこととなる店舗数
※２　１日当たり協力金額（最大２万円⇒最大４万円）×要請日数（上限日数30日⇒撤廃）　　※３　国の分担割合

○　**適用時期**　令和２年11月１日以降に行われる要請に適用。ただし、１日当たり協力金額の上限引き上げについては、令和２年12月16日から令和３年１月11日までの期間について適用